

実質的保険契約者および被保険者の放火が推認されるとして保険金請求が棄却された事例

大阪高裁

元白鷗大学法科大学院教授

戸出 正夫

火災保険の保険金請求事件で、原告が被告Xの放火を否認し請求を認容したのに対し、控訴審では、保険の目的物の所有者名義は被控訴人Xであるものの、Xの母Aが実質的所有者であると認定し、実質的保険契約者・被保険者であるとして、母Aの放火が推認されるとして、保険金請求を否認した上で、母Aの放火が推認されるとして、保険金請求を否認した事例(2016年大阪高裁)。本評釈の付属別表「最近の火災保険事故招致判例」は紙面の都合で掲載することができません。前回(17年6月16日付)に引き続きインターネット上、保険毎日新聞社のホームページに期間限定でアップします。詳細は別記を参照のこと。(編集部)

大阪高裁平成二十八年九月二十三日第八民事部判決(平成28年(ネ)第11号 保険金請求控訴事件 取消、取消部分の請求棄却、(確定)(平成28年(ネ)第1364号 同付帯控訴事件 棄却(確定))

自保ジャーナル2000号166頁
原審：大阪地裁岸和田支部平成二十七年十一月十八日判決(平成25年(ワ)第225号 保険金請求事件 認容(控訴))
自保ジャーナル2000号181頁

問題の所在

平成29年版消防白書によれば、平成18年(2006年)には5万3277

6件であった出火件数は、10年後の平成28年(2016年)には3万6831件となり、10年間で69・13%に減少した。このうち、主に火災保険の対象となる建物火災を見ると、出火件数は平成18年が3万1506

件に対し、平成28年は2万991件となり、平成18年の66・63%と大きく減少した。出火原因を見ると、第1位は放火(9・74%)、第2位はたき火(9・46%)、第3位はコンロ(8・51%)、第4位は放火の疑い(6・05%)、以下、たき火(5・77%)、電灯・電

話等の配線(3・56%)、ストーブ(3・29%)と続く。以上から、最大の

出火原因は放火といわれているが、これを建物火災に限ってみればそうではない。第1位はコンロで占めている。第2位はたき火(10・04%)、第3位は放火(7・53%)、第4位はストーブ(5・60%)、以下、配線等(4・70%)、電灯・電話等の配線(4・48%)、電気機器(4・15%)、放火の疑い(4・14%)、灯火(1・92%)と続く。このように建物火災の出火原因は、コンロ、たき火、放火、ストーブの順となり、放火は第3位である。「放火」に「放火の疑い」を加算すれば2451件(11・68%)となり、第2位となる。

このうち、保険者免責となる保険契約者または被保険者による放火件数は不明であるので保険金

巧妙化する保険金詐取目的の放火

で焼け跡から助燃剤の痕跡が発見されている。それに加えて保険契約者または被保険者の経済的困窮、保険金詐取による被保険者の利益の喪失など、被保険者等の動機や属性が事故招致を導いている。これらから、保険会社の詳細な損

害調査や鑑定がいかに大切かを物語っていると評価できるのではあるまいか。

周知のように、火災保険契約においては、保険契約者または被保険者の故意、重過失、法令違反によつて生じた損害について被保険者は免責されるだけに止まらず、これらの者の意を受けた第三者の故意も保険契約者または被保険者の行為と同視され、保険者は免責されるとする見解(石田満・商法IV「保険法」改訂版)「1997年、青林書院」195頁、江頭憲治郎・商取引法第五版(2009年、弘文堂)

ことについては従来から異論はない(同22頁)として、(有力と見られる)が有力と見られる。近時、判例も保険契約者、被保険者と意を通じた第三者の放火や保険契約者や被保険者と同視される者の放火を免責とするケースも多い。本稿付属別表「最近の火

災保険事故招致判例」で取り上げた42例(本件判決を除く)のうち24例が原告または被告の意を受けた第三者の放火と推認されている。保険契約者または被保険者の放火と同視する解釈が一般的になつた証左であろう。

本件控訴審判決はXの母・訴外Aを、保険契約者としてこの場合に保険者が責任を負うと認めた。Xは平成17年8月、一度も居住しないまま、Xに土地建物売却させ、住宅ローン清算すると共に、新たな転居先として気に入つた本件土地建物

を、再びXに住宅ローンを組ませて購入させ、平成18年の2月か3月ころにXおよび妹Iと3人で同所に居住した。

者または被保険者の同居の親族として故意免責を導き出すのではなく、表見上、保険契約者でない訴外Aを実質的な保険契約者であると、また、表見上、所有者でない訴外Aを保険の目的物の実質的所有者であり被保険利益を有する者である

として、その者の事故招致による免責を導いている点に特徴がある。

母Aの指示に従う立場であつたために、これらの不動産の実質的所有者は母Aであると考え、お母Aが固定資産税も母Aが負担していた。

平成23年7月16日午前11時30分ころ、保険の目的物である建物に火災が発生し、全焼した。当時、この建物にはXと母Aが居住しており、火災発生時、Xは出勤していた。母Aのみがいた。母Aは本件火災によつて両上肢に第2度の熱傷を負い、重度の肥厚性瘢痕が形成されるなどした。母Aは火災の6月前にこの建物の斜め前にある土地建物を購入していたので、Xと母Aはその建物に引越した。

a 保険契約	
申込日	平成17年11月25日
保険種別	住宅火災保険(地震保険を含まない)
保険者	Y1 保険会社
被保険者	X
保険の目的物	建物(鉄筋コンクリート造陸屋根2階建) 1階101.64平方メートル、2階49.80平方メートル
保険期間	平成17年11月25日から平成22年11月25日まで35年間
保険金額	1,640万円
保険料	150,880円

b 保険契約	
申込日	平成23年4月18日
保険種別	E 保険(火災、風災、水災、盗難、水漏れ等を担保)(地震保険を含む)
保険者	Y2 保険会社
被保険者	X
保険の目的物	家財一式及び高額貴金属美術品
保険期間	平成23年4月19日から平成24年4月19日まで1年間
保険金額	1,000万円
保険料	高貴貴金属、美術品等 25,560円

二 事実の概要

①不動産取得の経緯
会社に勤務する原告X(被控訴人)はその母・訴外A(以下「母A」といふ)および妹・訴外I(以下「妹I」といふ)とc市内の借家に住んでいたが、平成15年2月、火災に遭い、同年5月から同市内の市営住宅に居住していた。母Aは、平成16年9月、同年2月より転勤のため会社の寮で暮らしていたXに住宅ローンを組ませて、同市内gの土地建物を購入させた。しかし、Xの通勤に不便なことから、母Aは平成17年8月、一度も居住しないまま、Xに土地建物売却させ、住宅ローンを清算すると共に、新たな転居先として気に入つた本件土地建物

を、再びXに住宅ローンを組ませて購入させ、平成18年の2月か3月ころにXおよび妹Iと3人で同所に居住した。

母Aの指示に従う立場であつたために、これらの不動産の実質的所有者は母Aであると考え、お母Aが固定資産税も母Aが負担していた。

■付属別表「最近の火災保険事故招致判例」
本評釈の付属別表「最近の火災保険事故招致判例」は、保険毎日新聞社のホームページにアップしています。保毎ウェブ(<http://www.homai.co.jp>)左側ナビゲーション「特集」ページのはじめにPDFを用意しました。
2018年7月末までアップする予定です。

判例をよむ

(4面からつづく)

原告はXが本件土地建物の売買契約書に署名押印し、事前にこの建物を売却することもおもておられ、売主との間でこの建物を購入する合意をしたと認められるとし、さらにXが借主となって銀行から住宅ローンを借り入れてその負担をしていることから、Xが名実ともに所有権を取得したと認め、Xはこの建物について被保険利益を有すると判断し、Xの母Aが放火したと推認することはできないとして、保険金の請求を認容した。

Yらが控訴。

三 判旨(取消) 請求棄却(確定)

■本件不動産の所有者および本件保険契約における被保険者について(本小見出し筆者。以下同様)

「認定事実によれば、

訴外Aは被控訴人X名義を使用するとして不動産取引を繰り返しており、本件土地建物については、自らの信用で購入することができなかったため、Xに住宅ローンを組ませてこれを購入させたものの、その使用・収益・処分について実質的に決定できる地位にあり、本件住宅火災保険契約も、Xに指示して締結されたものと認められる。これらのことからすると、Aは、本件住宅火災保険契約における実質的な被保険者であり、かつ被保険者であることが認められる。

したがって、Aが故意に招いた火災による損害については、本件E保険契約の免責事由のみならず、本件住宅火災保険契約の免責事由にも該当し、控訴人Yらは、本件各保険契約に基づく保険金支払義務を負わないというべきである。」

■出火場所について(証拠(略)によれば、本件建物の焼損状況からすると、本件火災は、居間の中央付近を起点として延焼した部分と台所の東側に設置された流し台の戸付近の床面を起点として延焼した部分があることが認められる。したがって、いずれか一方で発生した火災の火が延焼以外の何らかの原因で他方に燃え移ったのではない限り、双方が出火場所であることになる。」

「(ア)消防署員作成の本件火災についての火災原因判定書は、居間の電気ストーブ及びコンセントからの出火の可能性は完全に否定することができず、居間の扇風機からの出火の可能性は低く、放火の証拠は得られないので、出火原因は不明であるとしている。しかし、Aは、消防署員に電気ストーブのプラグはどこにも接続していなかったと説明しており、扇風機については、警察の鑑識の結果出火原因になり得る異常はないことが判明しているから、いずれも出火原因であるとは

の痕跡があることも認められる。

(イ)証拠(略)によれば、控訴人Y1保険会社から依頼を受けた調査会社が、平成23年7月29日、本件建物の居間内の6力所、台所の2力所、玄関付近の廊下(日頃灯油入りポリタンクが置かれていた付近)1力所から火災燃焼物を調査資料として採取し、ガスクロマトグラフ質量分析法による油性成分分析を行ったところ、居間の中央南寄り(床板から33μg/g)の、居間の北東側の床板から34.0μg/gの、台所の中央北東寄りの床板から11μg/gの、台

所の南西側の床板から9μg/gの、廊下から34μg/gの灯油に相当する油性成分が検出されたこと、(中略)居間の中央南寄りの床板からの検出量が6.3μg/g、台所の南西側の床板からの検出量が5.2μg/g、廊下からの検出量19μg/gとなることから認められる。日常生活において拭いたわずかな灯油が残存していたとしても、火災時の燃焼による高温状態が継続すれば、ほとんど消失するの

実質的被保険者の事故招致による免責

「証拠(略)によれば、Aは、本件建物内の暖房器具として、石油ストーブを使用しており、本件火災前の平成23年5月にポリタンクで灯油を購入し、約半分を石油ストーブに給油したため、本件火災の前にはポリタンクに半程度の灯油が残っていたことが認められる。したがって、Aは、放火の助燃剤として使用できる灯油を所持していたものと認められる。そして、本件火災発生時に本件建物内にいたのはAのみであるから、Aが放火を実行することは可能であったと認められるが、第三者による放

火をつかかわせる証拠は全くないから、第三者による放火の可能性は、ほとんど考えられない。」

■放火の推認

「以上検討したところによると、Aが灯油を用いて居間及び台所に放火し、本件火災を生じさせたものであるとすれば、客観的な出火の状況、灯油の痕跡、Aが出火の状況について客観的事実と異なる説明をあげたこと、出火の状況等についてAの説明が不合理かつ不自然に変遷していること、出火後のAの不自然な行動等を矛盾なく説明することができないのに、Aによる放火の実行可能性について

火をつかかわせる証拠は全くないから、第三者による放火の可能性は、ほとんど考えられない。」

■放火の推認

「以上検討したところによると、Aが灯油を用いて居間及び台所に放火し、本件火災を生じさせたものであるとすれば、客観的な出火の状況、灯油の痕跡、Aが出火の状況について客観的事実と異なる説明をあげたこと、出火の状況等についてAの説明が不合理かつ不自然に変遷していること、出火後のAの不自然な行動等を矛盾なく説明することができないのに、Aによる放火の実行可能性について

の母が故意に発生させたものか、Xの母の故意をXの故意と同視することができるか。

争点3 この火災によるXの損害額。

そして、争点1については、Xはこの土地建物の売買契約書に署名押印し、事前にこの建物を売却することもおもておられ、売主との間でこの建物を購入する合意をしたと認められる。さらにXが借主となって銀行から住宅ローンを借り入れてその負担をしていることから、Xが名実ともに所有権を取得したと認め、Xはこの建物について被保険利益を有すると判断し、Xの母Aが放火したと推認することはできないとして、保険金の請求を認容した。

争点2 この火災はXの母が故意に発生させたものか、Xの母の故意をXの故意と同視することができるか。

争点3 この火災によるXの損害額。

そして、争点1については、Xはこの土地建物の売買契約書に署名押印し、事前にこの建物を売却することもおもておられ、売主との間でこの建物を購入する合意をしたと認められる。さらにXが借主となって銀行から住宅ローンを借り入れてその負担をしていることから、Xが名実ともに所有権を取得したと認め、Xはこの建物について被保険利益を有すると判断し、Xの母Aが放火したと推認することはできないとして、保険金の請求を認容した。

その指示に従う立場であったし、また本件土地建物の固定資産税もAが負担していたことから、控訴審は「Aは、Xに住宅ローンを組ませてこれを購入させたものの、その使用・収益・処分について実質的に決定できる地位にあり、本件住宅火災保険契約も、Xに指示して締結されたものと認められる。これらのことからすると、Aは、本件住宅火災保険契約における実質的な被保険者であり、かつ被保険者であることが認められる。」(176頁左)

考えた、西側内壁の北寄りの埋め込みコンクリートについては、被控訴人Xもトラック現物の可能性を指摘するもの、出火場所である中央付近にはなく、Aは、原審で提出した陳述書を除き、出火場所は居間の上方であったと説明していることからしても、出火原因であるとは考えにくい。また、これらの電気器具・設備が出火原因であるとする、台所からの出火原因が判然としない。

これに対し、放火であるとする、出火場所が2力所であることの説明がつく上、次のとおりその

「証拠(略)によれば、Aは、本件建物内の暖房器具として、石油ストーブを使用しており、本件火災前の平成23年5月にポリタンクで灯油を購入し、約半分を石油ストーブに給油したため、本件火災の前にはポリタンクに半程度の灯油が残っていたことが認められる。したがって、Aは、放火の助燃剤として使用できる灯油を所持していたものと認められる。そして、本件火災発生時に本件建物内にいたのはAのみであるから、Aが放火を実行することは可能であったと認められるが、第三者による放

争点1 原告はこの建物を所有していたか(被保険利益の有無)。

争点2 この火災はX

めるとは困難である。」「(188頁右)このことから「Xの母が放火したと推認することはできない。」(189頁左)とした。

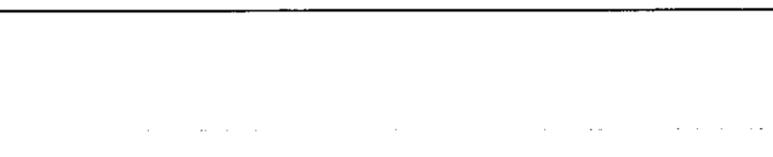
争点3 争点2については、全焼した建物の保険価額は1102万4634円を下らないとされ(190頁右)、保険金は残存物取片づけ費用保険金を加算して、1212万7097円が認められたが(主文1、(182頁左)収容財産については生活用家財は1000万円を認めたのみで、高額金属については、本件建物内に存在していたとまで断することは困難であるとして、貴金属に関する保険金は認められなかった(191頁左)」。以上から原審はYらに対するXの保険金支払請求を認容した。

控訴審はX取訴の部分を取消し、取消部分に係るXの請求を棄却した。

争点1 原告はこの建物を所有していたか(被保険利益の有無)。

争点2 この火災はX

はその指示に従う立場であったし、また本件土地建物の固定資産税もAが負担していたことから、控訴審は「Aは、Xに住宅ローンを組ませてこれを購入させたものの、その使用・収益・処分について実質的に決定できる地位にあり、本件住宅火災保険契約も、Xに指示して締結されたものと認められる。これらのことからすると、Aは、本件住宅火災保険契約における実質的な被保険者であり、かつ被保険者であることが認められる。」(176頁左)



(5)面からつづく)

としている。

次いで「(2)本件火災はAの放火によるものか。」については出火場所、出火の状況、出火原因、Aによる放火の実行可能性、放火の動機等を詳細に説示した上で、「客観的な出火の状況、灯油の痕跡、Aが出火の状況について客観的事実と異なる説明をあえてしたこと、出火の状況等についてのAの説明が不合理かつ不自然に変遷していること、出火後のAの不自然な行動等を矛盾なく説明することができるのに対し、Aによる放火でないとする、上記の点について合理的に説明することができない。Aには放火の動機も認められ、放火を実行することが可能であったことからすると、本件火災は、Aの放火によるものであると推認することができ、この推認を覆すに足る事情は見当たらない。」(181頁左右)と説示し、「Xの請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がないから棄却すべきところ、これと一部異なる原判決は失当である。」(188頁右)と判示した。妥当である。

このように控訴審においては、Xが保険の目的物の表見上の所有者かどうか、保険契約上、Xは表見上の被保険者に過ぎないのかがどうかという点

が争われており、控訴審判決は信義則上、保険の目的物の実質的な所有者は母Aであり、保険契約上の保険契約者、かつ、被保険者も母Aであると見ることができると説示している(176頁左)。しかし、目的物の真の所有者を母AであるとしてAを被保険者とみるのはよいとしても、母Aを保険契約者とみる必要はないのではないだろうか。Xが保険契約者であるとして他人のためにする保険契約とみることができたはずである。保険契約者は保険料支払義務を負う者である(保険法2条3号)点からも、ローン契約の存在から、保険期間35年の保険契約締結が必要になり、保険料はXに対する融資金から実質的に差し引かれる形とならざるを得ず、保険料負担者はXであると説明することもできるからである。

そして、Xの母が放火したのかどうかについて、Yらは火災現場の緻密な検証によって放火について科学的な証明に努めており、その結果、控訴審判決は、母・訴外Aの放火を推認し、さらに、Xらの経済的困窮度を認め、罹災による保険金取得経験など、周辺事情を積み重ねて総合的な判断により、実質的な被保険者の事故招致免責を導いたと評価できるのではないか。